

市民税・県民税特別徴収依頼届出書

指定番号

987-654-32

法人番号

9876543219876

熊本市の指定番号を必ず記入してください。指定番号がない場合は「新規」と記入してください。

フリガナ ○○カブシキガイシャ

事業所名 ○○株式会社

住 所 熊本市中央区手取本町1-1

T E L (096) 328-1111

担当課 人事課

氏名 熊本 太郎

熊本市長 宛

下記給与所得者について、普通徴収より特別徴収に変更をお願いします。

氏 名	生年月日	住 所	処理コード	普通徴収税額 (年税額)	納付済税額	未納付額	特別徴収開始月等
熊本花子	S 55.5.5	熊本市中央区 本丸1番1号	12345678	40,000 円	30,000 円 (第3期分まで)	10,000 円	普通徴収(4)期以降を切替希望。 (11)月分(12月11日納期限分) から特別徴収します。
				円 (第 期分まで)	円	円	普通徴収()期以降を切替希望。 ()月分(月 日納期限分) から特別徴収します。
				円 (第 期分まで)	円	円	普通徴収()期以降を切替希望。 ()月分(月 日納期限分) から特別徴収します。

希望する普通徴収切替期別と給与天引き可能な月及び納付日

納期限が過ぎた分については特別徴収に変更できません。

ご本人が納付書をお持ちの場合は、納付書に記載してある処理コードと税額を記載してください。

※普通徴収から特別徴収に変更してほしい旨申出があった場合は、この届出書を使用してください(コピーしたものを利用されても結構です)。
 ※65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
 ※既に納期限を過ぎている普通徴収税額については、特別徴収への変更はできません。
 ※特別徴収義務者の法人番号を記載して下さい(個人事業主の場合、個人番号の記載は不要です)。
 ※納付済税額、未納付額については、従業員へお尋ねください。

特別徴収開始月によっては、特別徴収税額通知の発送が間に合わない場合があります。その場合、お電話にて特別徴収税額を連絡しますので、担当者の氏名、連絡先を必ずご記入ください。